「取引適正化・料金透明化に向けた行動指針」

弊社は、2024 年 4 月 2 日に公布の液化石油ガス法に明文化された「取引の適正化・料金透明化」に関する省令及びガイドライン等の内容を真摯に受け止め、【お客さまの視点に立った L P ガス販売業】を行います。

≪基本的理念≫

1. お客さまとの信頼関係の構築

弊社は、保安の確保、安定供給を図りながら、お客さまの不利益となるような営業活動はせず、お客さまのニーズに合った生活提案を行います。特に以下の3点に掲げる規制に関して留意して遵守することで、お客さまとの一層の信頼関係構築に努めます。

- ① 過大な営業行為の制限
- ② 三部料金制の徹底
- ③ LPガス料金の情報提供

2. その他の関係者との信頼関係の構築

弊社は、お客さまとの信頼関係の構築に不可欠な自社従業員の教育を徹底し実践するとともに、取引先等全ての関係者に対して上記1.の内容を理念として、全ての関係者と信頼関係の構築を図ります。

併せて、従業員を含む全ての関係者に対して、液化石油ガス法の遵守と周知、説明を行なうことで信頼関係の基盤整備を行います。

3. 社会への貢献

弊社は、LPガスの社会的重要性と役割を再認識したうえで、防災、減災を視野に入れた供給設備の設置、そしてお客さまのニーズに則した省エネ機器の提案、設置を行うことで、自らの事業の維持・発展を図ります。併せてカーボンニュートラルに貢献しながら社会への貢献も念頭に事業活動を行います。